

2019年4月27日からの10連休における「でんさいの口座間送金決済」の取扱について

平素は東和銀行「でんさいサービス」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、「天皇の即位の日および即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」が公布・施工されたことにより、2019年4月27日（土）から5月6日（月）までの10日間が銀行休業日となり、この期間はでんさいの口座間送金決済が行われません。この10連休の期間を支払期日とするでんさいの口座間送金決済は10連休明けの5月7日（火）に行われます。

そのため、下記の点にご注意の上、でんさい発生等のお取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

【今後、新たにでんさいを発生させる場合】

- ・上記の期間は口座間送金決済が行われないことにご留意のうえ、支払期日をご指定ください。

【すでに上記の期間を支払期日とするでんさいを発生済の場合】

- (1) 10連休明けの5月7日（火）に口座間送金決済が行われることで問題ない場合には特段の対応は不要です。
- (2) 10連休前の4月26日（金）以前の日に口座間送金決済日を変更することをご希望される場合には変更記録により支払期日を変更する必要があります。

(注) 変更記録は、次の日までに請求する必要があります。

- ・ 利害関係者が債務者・債権者しかいない状態においてオンラインで相手方の承諾を得る場合 ⇒ 支払期日の7銀行営業日前までの日
- ・ 相手方の承諾を書面で得る場合および利害関係者が3名以上いる場合
⇒ 支払期日の3銀行営業日前までの日